

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員等の旅費に関する条例

平成27年4月1日

条例第16号

改正 平成29年5月12日条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 内国旅行の旅費（第13条—第27条）
- 第3章 外国旅行の旅費（第28条—第37条）
- 第4章 雜則（第38条—第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行する管理者及び副管理者並びに職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州これらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員（国家公務員又は他の地方公共団体の職員が引き続いて採用された場合又はこれに準ずる者で規則で定める者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶

養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

- (6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤庁の所在する市町村の区域のうち、在勤庁から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
 - (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
 - (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3日以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族
 - (4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
 - (5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第2号、第4号及び第5号又は第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となった場合には、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親

族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令)

第4条 前条第1項の規定による旅行は、任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令によって行われなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合に

は、旅行命令に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 旅行諸費は、内国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 日当は、外国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 10 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 11 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 12 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 13 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。
- 14 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 15 死亡手当は、第3条第2項第2号及び第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
- 16 外国旅行のうち第1項に規定する旅費を支給することが適当でない場合には、これらの旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情のため要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、その居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第10条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しな

かつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、速やかに、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を要する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 座席指定料金を要する客車を運行する線路による旅行（出発地及び目的地がすべて静岡県内である旅行を除く。）で片道150キロメートル以上のものをする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
 - (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
 - 3 特別車両料金を要する客車を運行する線路による旅行をする場合において、その旅行における特別の理由により特別車両を利用しなければ公務上特に支障を来すと旅行命令権者が管理者と協議して認めたときは、第1項に規定する鉄道賃のほか、特別車両料金を支給することができる。

(船賃)

第14条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

- ア 管理者及び副管理者については、上級の運賃
 - イ 管理者及び副管理者以外の職員については、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行諸費)

第17条 旅行諸費の額は、1日につき200円とする。ただし、規則で定める範囲の旅行の場合には、旅行諸費は支給しない。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第20条 移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第21条 着後手当の額は、旅行諸費定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の旅行諸費、宿

泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。
- (3) 第1号アからウまでの規定により、旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第23条 削除

（在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費）

第24条 在勤地以外の同一地域内（第2条第2項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。）における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。この場合において、移転料の額を計算した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第25条 削除

（退職者等の旅費）

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

- ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費
 - イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
 - (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃並びに本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第29条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 管理者及び副管理者については、最上級の運賃
 - イ 管理者及び副管理者以外の職員については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

- (4) 管理者及び副管理者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
 - (5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金
- (船賃)

第30条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、
次に規定する運賃
 - ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、管理者及び副管理者についてはその階級の最上級の運賃、事務局長の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、係長以下の職務にある者については事務局長の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃
 - イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、管理者及び副管理者についてはその階級内の上級の運賃、事務局長の職務にある者については中級の運賃、係長以下の職務にある者については下級の運賃
 - ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、管理者及び副管理者についてはその階級内の上級の運賃、管理者及び副管理者以外の職員については下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 管理者、副管理者又は事務局長の職務にある者が公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第31条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

- ア 管理者及び副管理者については、最上級の直近下位の級の運賃
 - イ 管理者及び副管理者以外の職員については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
- ア 管理者及び副管理者については、上級の運賃
 - イ 管理者及び副管理者以外の職員については、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (4) 管理者及び副管理者が、公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第32条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。
- 4 第29条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、第1項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。
- 5 食卓料の額は、別表第2の定額による。
- 6 第18条第2項並びに第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(支度料)

第33条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。

- 2 本邦から外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にか

かわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

3 外国旅行の場合における旅行期間15日未満の出張の場合の支度料は、第1項の規定にかかわらず、別表第2の旅行期間1月未満の定額の2分の1に相当する額とする。

(旅行雑費)

第34条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第35条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における勤務場所の所在地を旧在勤地とみなして第27条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第27条第2項の規定は、第3条第2項第5号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第36条 第6条第16項に規定する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、旅行命令権者がその都度管理者と協議して定める。

(退職者の旅費)

第37条 第3条第2項第4号の規定により職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

第4章 雜則

(旅費の調整)

第38条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行し

た場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の支給方法)

第39条 旅費の支給方法については、この条例によるほか、国家公務員に対する旅費支給の例による。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 2 伊豆市証人等の実費弁償に関する条例（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関係人等の」の次に「職員以外の者が旅行した」を加える。

別表第1 (第18条—第24条関係)

内国旅行の旅費

1 宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	
管理者及び副管理者	13,100円	11,800円	2,600円
管理者及び副管理者以外の職員	10,900円	9,800円	2,200円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち規則で定める地域その他これらに準ずる地域で規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

2 移転料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上	鉄道100キロメートル以上	鉄道300キロメートル以上	鉄道500キロメートル以上	鉄道1,000キロメートル以上	鉄道1,500キロメートル以上	鉄道2,000キロメートル以上
管理者及び副管理者	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
管理者及び副管理者以外の職員	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 (第32条、第33条、第35条関係)

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜 につ き)
	指定 都市	甲 地方	乙 地方	丙 地方	指定 都市	甲 地方	乙 地方	丙 地方	
管理者及び副管理者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
管理者及び副管理者以外の職員	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円

備考

- 1 指定都市とは、規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
 - 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。
- 2 支度料及び死亡手当

区分	支度料			死亡手当
	旅行期間 1月未満	旅行期間 1月以上 3月未満	旅行期間 3月以上	
管理者及び副管理者	70,070円	85,090円	100,100円	416,000円
事務局長の職務にある者	66,030円	80,180円	94,330円	392,000円
係長以下の職務にある者	61,990円	75,270円	88,550円	368,000円